

【本件に関するQ&Aのご案内】

※今後のお問い合わせ内容に応じ、更新する可能性がございます。

Q 1 民事再生手続とは何ですか。

A 1

民事再生手続は、裁判所や監督委員弁護士監督のもと、法律に従って債権者を含む関係者の皆様との利害を調整しながら、事業の再生に取り組む法的手続です。

民事再生手続では、破産と異なり、会社はこれまでどおり営業を続けることができます。

弊社も、これまでと同様、引き続き事業を継続しながら、事業の再生を図って参ります。

Q 2 過去のスマートテックまたは水戸電力との電力受給契約に基づき、スマートテックまたは水戸電力に対して電力売買料金の債権を有している（スマートテックまたは水戸電力から支払われていない料金がある）。どうすればよいか。

A 2

東京地方裁判所による民事再生手続開始決定を受けて、債権者の皆様には、裁判所から債権届出に関する書類が届きます。

ただ、弊社との電力受給契約に基づく債権をお持ちのお客様が多数いらっしゃる関係で、ご案内文書がお手許に届くまでには多少の時間を要すると思われまます。最新の情報につきましては、随時、弊社のホームページでのお知らせを更新して参りますので、恐れ入りますが、今しばらくお待ちくださいますよう、お願い申し上げます。

Q 3 過去のスマートテックまたは水戸電力との電力受給契約に基づく電力売買料金で、スマートテックまたは水戸電力から支払われていない料金については、今後、支払われるのか。

A 3

過去の電力受給契約により発生した弊社の債務については、今後、民事再生手続の中で「再生計画」を策定し、当該「再生計画」に基づいて弁済を行うことが予定されています。皆様へのご案内は、8月以降になる見込みです。

Q 4 現在もスマートテックまたは水戸電力との電力受給契約が継続中だが、今後の支払はどうなるのか。

A 4

民事再生手続申立日である令和6年2月2日が含まれる検針期間以降のものについては、お客様との電力受給契約の規定に基づき、お支払いいたします。

なお、このお支払については、お客様におかれましては特段の手続（弊社に対するご請求、債権届出など）は不要でございます。